

独立行政法人家畜改良センター情報公開事務処理の手引

目次

- 第 1 趣旨
- 第 2 定義
- 第 3 情報公開の事務分掌
- 第 4 利用者の相談及び案内に係る事務
- 第 5 情報公開窓口における法人文書の受付等に係る事務
- 第 6 法人文書の開示等に係る事務
- 第 7 事案の移送
- 第 8 不服の申立等に係る事務
- 第 9 情報提供に係る事務

第 1 趣旨

この手引は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号。以下「法」という。）及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成 14 年政令第 199 号。以下「施行令」という。）に定める法人文書の開示等の事務（以下「情報公開事務」という。）の独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）における手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

第 2 定義

この手引において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 情報公開窓口 センター本所総務部総務課とする。
- 二 主管課等 独立行政法人家畜改良センター文書管理規程第 2 条第 4 号に規定する課、室及び専門役をいう。
- 三 開示事務所 法人文書の開示を実施する場所をいう。

第 3 情報公開の事務分掌

1 情報公開窓口で行う事務

- 一 利用者の相談及び案内に係る事務
- 二 法人文書の受付等に係る事務

ア 法人文書を特定するため、主管課等又は、牧場（支場を含む。以下同じ。）にあっては総務課（支場にあっては、総務専門役。以下同じ。）を経由した主管課等との連絡・調整にすること。

イ 法人文書に係る法人文書開示請求書（様式第 1 号。以下「開示請求書」という。）の受付にすること。

ウ 法人文書の開示請求手数料等の徴収にすること。

エ 法人文書の閲覧または写しの交付等（以下「法人文書の閲覧等」という。）を行う場所の提供にすること。

三 不服申立に係る事務

法人文書の全部又は一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）又は、全部を開示しない旨の決定（以下「不開示決定」という。）に係る不服の申立て書の受付にすること。

四 その他

ア 情報公開事務に係る総合的な連絡・調整にすること。

- イ 開示請求事案等の進行管理に関すること。
- ウ 法の施行の状況の取りまとめに関すること。

2 総務課で行う事務

- 一 利用者の相談及び案内に係る事務
- 二 法人文書に係る事務

- ア 法人文書を特定するため、主管課等との連絡・調整に関すること。
- イ 法人文書の開示請求手数料等の徴収に関すること。
- ウ 法人文書の閲覧等を行う場所の提供に関すること。

3 主管課等で行う事務

- 一 法人文書の開示等に係る事務

- ア 開示請求に係る法人文書の検索及び特定に関すること。
- イ 開示請求書の受理に関すること。
- ウ 開示請求に対する開示決定等及びその通知に関すること。
- エ 第三者への意見書を提出する機会の付与及び当該第三者に対する開示決定等の結果の通知に関すること。
- オ 開示請求に対する決定期間の延長及びその通知に関すること。
- カ 開示の実施の方法等に係る申出書の受理に関すること。
- キ 開示実施手数料等の算出に関すること。
- ク 法人文書の開示の実施（法人文書の写しの作成を含む。）に関すること。

- 二 不服申立て等に係る事務

- ア 不服申立て書の受理に関すること。
- イ 情報公開審査会に対する諮問及びその通知に関すること。
- ウ 不服申立てに対する決定及びその通知に関すること。

第4 利用者の相談及び案内に係る事務

情報公開窓口においては、次に掲げる事務を行うものとする。

- 一 情報公開を求める国民等の相談に応じるとともに、情報公開制度の内容、手続等について適切な説明をすること。
- 二 必要としている情報の内容を確認し、次の案内をすること。
 - ア 官報、白書、書籍等不特定多数の者に販売することを目的にして発行されるものである場合はその旨
 - イ 独立行政法人国立公文書館において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているものである場合はその旨及びその連絡先
 - ウ 第9に定める情報提供で対処できる情報である時は、その旨及び主管課等
 - エ 第9に定める情報提供で対処できない情報であるときは、その旨及び開示請求手続
 - オ 他の法令等の規定により閲覧制度が認められている情報であるときは、その旨及び主管課等

第5 情報公開窓口における法人文書の受付等に係る事務

1 開示請求書の受付

- 一 開示請求書の受付場所

開示請求書の受付は、情報公開窓口で行う。なお、情報公開窓口の開設時間は、9時から17時までとする。ただし、やむを得ない場合は、昼休み等の受付休止時間を設定することができる。さらに、この受付時間については、情報公開窓口に掲示するものとする。

- 二 法人文書の特定

開示請求に係る法人文書の特定は、開示請求書を提出しようとする者（以下「開示請求者」という。）に確認し、行う。この場合、必要に応じて牧場総務課、主管課等との電話連絡、又はその職員を情報公開窓口呼び、直接聴取することにより、当該法人文書の名称又は具体的内容の特定を行うものとする。

- 三 開示請求書の記載事項の確認

開示請求書の記載事項の確認は、次のとおり行う。なお、開示請求書の様式第1号によらないものであっても、必要的記載事項が記載されていれば、有効な請求として受け付けるものとする。

ア あて先が正しく記載されていること。

イ 開示請求する者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては、代表者の氏名及び連絡先が記載されていること。

ウ 「請求する法人文書の名称等」欄は、開示請求の対象となる法人文書を特定し、主管課等が特定できる程度に具体的な記載であること。

エ 求める開示の実施方法等（任意の記載事項）

（ア）求める開示の実施方法

（イ）事務所における開示を求める場合にあっては、当該開示事務所における開示の実施を希望する日

（ウ）写しの送付について希望の有無

四 開示請求書の補正等

ア 形式上の不備に関する補正等

開示請求書に必要事項が記載されていない場合、不鮮明又は不明確な箇所がある場合その他形式上の不備がある場合は、開示請求者に対して、直ちにその箇所を、訂正又は補正するよう求めるものとする。この場合には、開示請求者に対し、補正等の参考となる情報を提供するように努めるものとする。

イ あて先の不備に関する補正等

開示請求書の記載事項の補正を要する箇所が、あて先の記載の部分に限る場合にあっては、アの規定にかかわらず、職権で補正できるものとする。ただし、開示請求者に対し、補正した旨を通知するものとする。

五 開示請求手数料の徴収

開示請求手数料の徴収は、開示請求書に領収書を添付させること又は、現金で納付させることにより行うものとする。なお、開示請求手数料が未納又は不足している場合には第四号の開示請求書の補正等の手続きにより、納付又は追納を求めるものとする。

六 開示請求書の受付

開示請求書の記載事項及び領収書の添付又は現金納付の確認を行った後は、当該開示請求書に「受付印」（様式第2号）を押印し受け付けるとともに、次に掲げる事務を行うものとする。

ア 当該開示請求書の写しを開示請求者に交付する（郵送による開示請求書の提出の場合にあっては、当該写しを郵送により交付する。）こと。

イ 開示請求事案の進行管理のため、法人文書開示請求等処理簿（様式第3号）に必要事項を記載すること。

2 開示請求書の回付

1により受け付けた開示請求書は、総務課、又は主管課等に回付し迅速に処理を行うものとする。

第6 総務課又は主管課等における法人文書の開示等に係る事務

1 開示請求書の受理

一 開示請求書の受理

第5第2項により開示請求書が回付されたときは、開示請求書の記載事項を確認し、当該開示請求書を受理する。この場合において、法第10条第1項に規定する「開示請求があった日」は、情報公開窓口における受付日とする。

二 開示請求書の記載事項の確認

第5第1項第3号により行う。特に、「請求する法人文書の名称等」欄の記載が、開示請求の対象となる法人文書を特定しうる程度であるか確認するものとし、不明確である場合は、電話連絡等により開示請求者に確認を行うものとする。なお、法人文書名等を変更することとなった場合は、開示請求書の写しを第5第1項第6号のアと同じ処理を行う。（以下において、法人文書名の変更をすることとなった場合同じ）

2 開示決定等

一 法人文書の検索及び特定

開示請求書の受付後、速やかに、開示請求に係る法人文書を検索し、特定する。

二 開示決定等

法人文書の特定後、直ちに、当該法人文書に記載された情報が法第5条各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）、法第7条又は法第8条に掲げる情報に該当するかについて、審査を行うものとする。なお、不開示情報が記載されている場合にあっては、法第6条に規定する部分開示についての検討も行うものとする。

三 第三者への意見提出機会の付与

法人文書に、他の独立行政法人、国、地方公共団体及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報（以下「第三者情報」という。）が記録されているときは、3により処理する。

四 開示決定等の起案

開示決定等の起案文書には、開示請求書、法人文書開示決定通知書又は法人文書不開示決定通知書（以下「法人文書開示決定通知書等」という。）の案、第三者情報に関する意見を求めた場合は、その意見書及び原則として開示請求のあった法人文書の写しを添付する。

五 法人文書開示決定通知書等の送付

開示決定等を行うときは、法人文書開示決定通知書（様式第4号）又は法人文書不開示決定通知書（様式第5号）により、速やかに、開示請求者に通知する。なお、法人文書開示決定通知書を送付する場合にあっては、法人文書の開示の実施の方法等に係る申出書（様式第6号又は第7号。以下「申出書」という。）も併せて送付する。

六 法人文書開示決定通知書等の記載要領

ア 法人文書開示決定通知書

（ア）「開示する法人文書の名称」欄は、開示請求書の「請求する法人文書の名称等」欄の記載をそのまま転記する。

（イ）「不開示とした部分とその理由」欄は、どの部分が不開示情報に該当するのかについて記載し、かつ、その部分が法第5条各号のいずれの不開示情報に該当するのか明示し、併せてその理由を明確に記載するものとする。なお、この欄は、法第6条に規定する部分開示を行う場合に限り記載する。

（ウ）「開示の実施の方法等」欄は、開示決定に係る法人文書について求めることが出来る開示の実施の方法及びその方法ごとの開示実施手数料の額、開示事務所における開示の実施をすることが出来る日、時間及び場所、写しの送付の方法による法人文書の開示を実施する場合における準備に要する日数及び郵送料（見込額）について漏れなく記載する。

（エ）「担当課等」欄は、総務課又は主管課等及び担当係の名称並びに連絡先を記載する。

イ 法人文書不開示決定通知書

（ア）「不開示決定した法人文書の名称」欄は、開示請求書の「請求する法人文書の名称等」欄の記載をそのまま転記する。

（イ）「不開示とした理由」欄は、不開示とした内容について記載し、かつ、法第5条各号又は第8条のいずれの不開示情報に該当するのか明示し、併せてその理由を明確に記載する。なお、該当する不開示情報が複数存在する場合は、各不開示情報ごとにその該当条項及び理由をすべて記載する。

（ウ）「担当課等」欄は、総務課又は主管課等及び担当係の名称並びに連絡先を記載する。

七 開示決定期間を延長する場合の手続き等

開示決定等を開示決定期間（情報公開窓口の受付日の翌日から起算して30日）内に行うことが事務処理上の困難その他正当な理由によりできない場合には、次の区分に従い処理する。

ア 開示請求があった日から60日以内に開示決定等ができる場合

（ア）開示決定等の期限の延長通知書（様式第8号）により、開示決定期間内に開示請求者に通知する。

（イ）開示決定等の期限の延長通知書の記載要領は、次のとおりとする。

a 「開示請求のあった法人文書の名称」欄は、開示請求書の「請求する法人文書の名称

等」欄の記載をそのまま転記する。

b 「延長後の期間」欄は、開示決定等が行われる時期の見込みを記載する。

c 「延長の理由」欄は、延長することが必要になった理由をできるだけ具体的に記載する。

d 「担当課等」欄は、主管課等及び担当係の名称並びに連絡先を記載する。

イ 大量請求により開示請求があった日から60日以内に開示決定等ができない場合（ア）開示決定等の期限の特例規定の適用通知書（様式第9号）により、開示決定期間内に、開示請求者に通知する。

（イ）開示請求があった日から60日以内に相当部分について開示決定等を行い、速やかに、開示の実施までの処理を行う。

（ウ）法人文書の開示決定等の期限の特例規定の適用通知書の記載要領

a 「開示請求のあった法人文書の名称」欄は、開示請求書の「請求する法人文書の名称等」欄の記載をそのまま転記する。

b 「法第11条の規定を適用することとした理由」欄は、本条を適用することが必要となった理由をできる限り具体的に記載する。

c 「開示決定等する期限」欄は、最終的に当該開示請求に係る全ての法人文書についての開示決定等を終えることが可能であると見込まれる期限を記載するものとする。なお、当該期限は、必要最小限にとどめるよう努めるものとする。

d 「担当課等」欄には、総務課又は主管課等及び担当係の名称並びに連絡先を記載する。

3 第三者情報の開示決定等

一 任意的意見聴取

開示請求に係る法人文書に、第三者情報が記録されている場合、開示決定等を行うに当たり必要に応じて当該第三者に意見書を提出する機会を与えることができる。ただし、第三者情報が不開示情報に該当すること又は不開示情報に該当しないことが明らかであるときは、任意的な意見提出の機会付与は行わないものとする。

ア 任意的意見聴取の方法

法人文書の開示請求に関する意見照会書（様式第10号）により当該第三者に照会し、法人文書の開示に関する意見書（様式第11号。以下「意見書」という。）より意見を求めるものとする。なお、照会書には返信用封筒を添付する。

イ 法人文書の開示請求に関する意見照会書の記載要領

（ア）「開示請求のあった法人文書の名称」欄は、開示請求書の「請求する法人文書の名称等」欄の記載をそのまま転記する。

（イ）「開示請求の年月日」欄は、開示請求書を情報公開窓口で受け付けた日を記載する。

（ウ）「上記法人文書に記録されている（あなた、貴社等）に関する情報の内容」欄は、当該第三者の情報の内容を整理し、簡潔に記載する。

（エ）「意見書の提出先」欄は、主管課等及び担当係の名称及びその住所、連絡先を記載する。

（オ）意見書の提出期限は、第三者の検討する期間が1週間程度となるよう設定する。なお、意見書の提出が短期間に行えない合理的な理由があり、そのために必要な提出期限を設定することにより、開示決定等が開示決定期間内に行うことができない場合は、第2項第7号のアに規定する開示決定期間の延長を行うものとする。

（カ）「担当課等」欄は、総務課又は主管課等及び担当係の名称並びに連絡先を記載する。

二 必要的意見聴取

開示請求に係る法人文書に第三者情報が記録されている場合であって、当該第三者情報が個人情報若しくは法人情報ではあるが、人の生命、健康等を保護するために、開示することが必要と認められる場合、又は不開示情報が記録されている法人文書ではあるが、開示することに特に公益上の必要性があると認められる場合は、当該第三者に対し、書面により通知して、意見を提出する機会を与えなければならない。ただし、第三者の所在が判明しない場合は、意見書提出の機会付与は行わないものとする。

ア 必要的意見聴取の方法

法人文書の開示請求に関する意見照会書（様式第12号）により当該第三者に照会し、意見

書により意見を求めるものとする。なお、照会書には返信用封筒を添付する。

イ 法人文書の開示請求に関する意見照会書の記載要領

(ア)「開示請求のあった法人文書の名称」欄は、開示請求書の「請求する法人文書の名称等」欄の記載をそのまま転記する。

(イ)「開示請求の年月日」欄は、開示請求書を情報公開窓口で受け付けた日を記載する。

(ウ)「法第14条第2項第1号又は2号の規定の適用区分及び当該規定を適用する理由」欄は、当該第三者情報が法第5条第1号ロ、同条第2号ただし書き又は第7条のいずれの規定に該当することにより開示しようとしているのかを明示し、併せてその理由を具体的かつ明確に記載する。

(エ)「上記法人文書に記録されている(あなた、貴社等)に関する情報の内容」欄は、当該第三者の情報の内容を整理し、簡潔に記載する。

(オ)「意見書の提出先」欄は、主管課等及び担当係の名称並びにその住所、連絡先を記載する。

(カ)意見書の提出期限は、第三者の検討する期間が1週間程度となるよう設定する。ただし、意見書の提出が短期間に行えない合理的理由があり、そのために必要な提出期限を設定することにより、開示決定期間等が開示決定期間内に行うことが出来ない場合は、第2項第7号のアに規定する開示決定期間の延長を行うものとする。

(キ)「担当課等」欄は、総務課又は主管課等及び担当係の名称並びに連絡先を記載する。

三 第三者への開示決定の通知

ア 開示決定の手順

意見書の提出の機会を与えた第三者が当該法人文書の開示に反対の意見を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。また、開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、法人文書の開示決定通知書(様式第13号)により通知する。

イ 法人文書の開示決定通知書の記載要領

(ア)「開示決定をした法人文書の名称」欄は、開示請求書の「請求する法人文書の名称等」欄の記載をそのまま転記する。

(イ)「開示することとした理由」欄は、当該第三者情報が不開示情報に該当しないことと判断した理由又は公益上の理由による開示が必要と判断した理由について、具体的かつ明確に記載する。

(ウ)「開示を実施する日」欄は、開示を実施する日を記載する。ただし、開示決定の時点では確定日とならないので、開示を実施することが見込まれる日でも可とする。

(エ)「担当課等」欄には、主管課等及び担当係の名称並びに連絡先を記載する。

4 開示の実施等

一 開示の実施の方法等の申出

主管課等は、開示請求者から送付された申出書による申出のとおり、開示の実施を行うものとする。ただし、申出書による申出が、開示請求者が法人文書開示決定通知書を受け取った日から30日以内になされなかった場合(当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときを除く。)は、開示の実施を行う必要はないものとされている。

二 更なる開示の申出

開示決定に基づき法人文書の開示を受けた者から、最初に開示を受けた日(写しの送付の方法による場合は、当該写しが開示請求者に到達した日)から、30日以内に更に開示を受ける旨の申出が書面(法人文書の更なる開示の申出書(様式第14号))により行われた場合は、主管課等は、開示を実施しなければならない。ただし、一度開示を受けた法人文書について、既に開示を受けた方法と同一の方法による開示を求める場合を除く。

三 申出書の取扱い

第一号又は第二号により申出書を受け付けた主管課等は、文書管理規程に定める接受印の押印の後、当該写しを、総務課に送付する。

四 開示実施手数料の徴収の方法

ア 開示実施手数料の徴収の方法

開示実施手数料の徴収は、申出書に領収書を添付させること又は現金で納付させることにより行うものとする。また、写しの送付を求める場合における所要の郵送料は、申出書とともに郵便切手で徴収する。

イ 開示実施手数料の減額又は免除

施行令第5条第1項第2号の規定により、開示請求者が、申出書とともに開示実施手数料の減額（免除）申請書（様式第15号）及び次に掲げるいずれかの書面を提出した場合は、2,000円を限度として、開示実施手数料を減額又は免除するものとする。なお、この場合、開示決定通知書とともに、開示実施手数料の減額（免除）決定通知書（様式第16号）を送付する（申請が減額（免除）理由に該当しない場合にあっては、様式第16号その2により通知する。）

（ア）生活保護法による扶助を受けている事実を証明する書面

（イ）同一の世帯に属する者のすべてが市町村民税非課税である旨を明らかにできる書面

（ウ）らい予防法の廃止に関する法律第6条による援護を受けている旨を明らかにできる書面

ウ 手数料（開示請求手数料及び開示実施手数料）及び開示実施手数料の減額又は免除に係る事項については、情報公開窓口に掲示するものとする。

五 開示の実施

ア 開示事務所における法人文書の開示の実施

（ア）開示に係る法人文書又は交付する法人文書の写しを開示の場所に持参すること。

（イ）開示請求者の求めに応じて必要な説明をすること。

イ 法人文書の開示の方法

（ア）文書等の閲覧

文書、図面及び写真は、原本を閲覧に供するものとする。ただし、次の場合は、その写しを閲覧に供するものとする。

a 原本を閲覧に供することにより、原本の保存に支障が生じるおそれがあるとき。

b 日常業務に使用している台帳等を閲覧に供することにより、業務に支障が生じるとき。

c 法人文書の一部を開示する場合で、必要と認めるとき。

d その他正当な理由があるとき。

（イ）電磁的記録の閲覧

記録された情報を通常の方法により印字装置を用いて紙に出力したものを閲覧に供するものとする。

（ウ）視聴

録音テープ、録画テープ等は、再生機器等により視聴に供するものとする。

（エ）写しの交付

主管課等において法人文書の写しを作成し、請求者に交付（郵送）するものとする。

ウ 法人文書の部分開示の方法

（ア）開示する部分は、有意の情報が記録されており、かつ当該部分を開示することにより当該法人文書の理解に誤解を生じさせない範囲で、できる限り多く開示するものとする。

（イ）開示部分と不開示部分が別の頁に記録されているときは、当該不開示部分が記録されている頁を取り外す、袋をかける等の方法により区分し、開示部分を閲覧に供するものとする。

（ウ）開示部分と不開示部分が同一の頁に記録されているとき、当該法人文書全体を複写し、その複写したものの不開示部分を黒塗りし、それを再度複写するなどにより、不開示情報の判読が不可能となったものを閲覧に供するものとする。

（エ）録音テープ及び録画テープの部分開示は、不開示部分のみを除去することが困難な場合は、容易に区分して除くことができる範囲で部分開示を行うものとする。

第7 事案の移送

1 協議手続

一 移送の協議を行うべき場合

開示請求を受けた主管課等は、少なくとも次の場合は、移送に関する協議を行うものとする。また、これ以外の場合に移送の協議をすることを妨げない。

ア 開示請求に係る法人文書が行政機関又は他の独立行政法人（以下「他の機関」という。）により作成されたものである場合

イ 開示請求に係る法人文書が他の機関と共同で作成されたものである場合

ウ 開示請求に係る法人文書に記録されている情報を公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると認める場合

エ 開示請求に係る法人文書に記録されている情報を公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認める場合

オ 上記のほか、開示請求に係る法人文書に記録されている情報の重要な部分が他の機関の事務・事業に係るものである場合 ただし、開示請求に係る行政文書又は法人文書に記録されている情報が、既に公にされ、又は公にする予定が明らかであると認められるときを除く。また、上記ウ及びエの場合の移送の協議先は、当該法人文書に記録されている情報に関する事務を所掌する行政機関の長とする。なお、移送の協議の窓口は、行政機関又はその長が行政機関情報公開法第 17 条の規定により権限又は事務の委任を受けた当該行政機関の部局又は機関の情報公開担当課等並びに他の独立行政法人等の情報公開担当課等とする。

二 移送する単位

移送は、原則として、行政文書又は法人文書を単位に行う。

2 移送の協議の期間

移送の協議は、開示請求を適法なものとして受け付けた後速やかに開始し、原則一週間以内に終了するものとする。

3 他の機関に対する移送

他の機関に対する事案の移送は、開示請求に係る法人文書名、請求者名等を記載した書面（様式第 17 号）に必要な資料等（後述の 5 項第 1 号第 2 号参照）を添えて行うものとする。なお、複数の他の機関に移送する場合には、その旨を当該書面に記載するものとする。（別添様式参照）

4 開示請求者への移送した旨の通知

開示請求を受けた主管課等は、移送に関する協議が整い、移送した場合には、直ちに開示請求者に対し、事案を移送した旨のほか、次に掲げる事項を通知（様式第 18 号）することとする。

一 移送先の他の機関（連絡先を含む。）

二 移送年月日

三 事案を移送した理由

5 移送した場合の協力等

法第 12 条第 3 項及び第 13 条第 3 項により、移送をした場合は、開示の実施に必要な協力をすることとされており、同法第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項により移送前にした行為は移送を受けた他の機関がしたものとみなされる。また、これを引き継いで移送を受けた他の機関が開示決定をしたときは開示の実施を行うこととなるので、移送した主管課等は、次の協力等を行うものとする。

一 移送前にした行為があれば、その記録を作成し、これを提供

二 開示請求書及び事案を移送した旨の書面の写しの提供（移送した主管課等は開示請求書の写しを作成・保管）

三 他の機関が開示請求に係る行政文書又は法人文書を保有していない場合には、開示請求に係る法人文書の写しの提供または原本の貸与

四 原本を閲覧する方法による開示の実施のための法人文書の貸与又は場所提供（当該法人文書を保有している事務所等）

6 措置結果の連絡

移送を受け開示決定等を行ったときには、速やかに移送をした他の機関等に対して開示決定等の結果について連絡するものとする。

7 その他

一 開示実施手数料の控除措置の取扱い

開示請求に係る法人文書が複数である場合であって、複数の他の機関に移送が行われた場合（自らも開示決定等を行う場合を含む。）の開示実施手数料からの控除措置（開示請求手数料相当額の控除）については、開示決定等が早く行われた行政文書又は法人文書に係る開示実施手数料から順次控除措置を取るものとする（注）。この場合、当該複数の行政機関又は独立行政法人等相互間で、密接に連絡を取るものとする。

移送をした主管課等は、開示請求者に対しては、移送した旨の通知に併せて上記の措置がとられることを併せて連絡することとし、また、開示決定等を行った場合は、他の機関に対して直ちに開示決定等をした旨連絡する。

（注）「事案の移送に伴う開示実施手数料の額について」（平成14年3月6日付け事務連絡、別添）を参照のこと

二 法人文書が複数でかつ複数の他の機関により作成された法人文書の移送先

開示請求に係る法人文書が複数であって、かつ、それぞれが複数の他の機関により作成されたものである場合（例えば、制度官庁による照会に対する回答、調査表等）には、開示請求者の便宜からは、開示請求を受けた主管課等が一括して開示決定等を行うことが望ましいが、記録されている情報の内容により当該他の機関が開示・不開示の判断を行うことが適当な場合には、当該複数の法人文書のうち一部を移送することとする。

第8 不服申立て等に係る事務

1 不服申立ての受付場所

法人文書の開示決定等に対する行政不服審査法の規定に基づく不服の申立ての受付は、情報公開窓口において行う。

2 不服申立ての受付

不服申立ての受付は次のとおりとする。

一 不服申立ての方法

不服申立ては、行政不服審査法第9条第1項の規程により書面によることを要するため、口頭で不服申立てがあったときは、書面で行うよう指導する。

二 不服申立書の記載事項の確認

不服申立書が提出されたときは、次の記載事項を確認する。

ア あて名

イ 不服申立人の氏名及び年齢又は名称並びに住所（法人その他の団体にあっては、名称及び所在地）

ウ 不服申立てに係る処分（以下「原処分」という。）

エ 原処分のあったことを知った年月日

オ 不服申立ての趣旨及びその理由

カ 家畜改良センターの教示の有無及びその内容

キ 不服申立年月日

ク 不服申立人が法人その他の団体であるとき、総代を互選したとき又は代理人によって不服申立てをするときは、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所

ケ 不服申立人（不服申立人が法人その他の団体であるとき代表者若しくは管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって不服申立てをするときは代理人）の押印

三 不服申立書の受付

不服申立書の記載事項の確認を行った後は、受付印を押印し受け付けるとともに、次に掲げる事務を行うものとする。

ア 当該不服申立て書の写しを不服申立人に交付すること。

イ 処理経過が把握できるよう、法人文書開示請求等処理簿（様式第3号）に必要事項を記載すること。

3 受け付けた不服申立書の回付

不服申立書は、速やか主管課等に回付する。

4 不服申立書の審査

3により不服申立書の回付を受けたときは、主管課等は速やかに、行政不服審査法に基づき、次の各号に掲げる要件について審査する。

一 不服申立書の記載事項の審査

主管課等においても、第2項第2号により行う。

二 不服申立書の補正

不服申立てが不適當であるが補正することができるものであるときは、相当の期間（2週間程度）を定めて、その補正を命ずるものとする。

5 不服申立ての却下の決定

主管課等は、不服申立てが次のいずれかに該当する場合は、当該不服申立てを却下し、決定書を不服申立人に送付する。

一 不服申立てが不服申立期間（原則として「処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内」。）の経過後にされたものであるとき。

二 不服申立てをすべき法人を誤ったものであるとき。

三 不服申立適格のない者からの不服申立てであるとき。

四 存在しない開示決定等についての不服申立てであるとき。

五 不服申立て書の記載の不備等について、補正を命じたにもかかわらず、不服申立人が補正を行わないため、形式的不備がある不服申立てであるとき。

6 不服申立てを認容する決定

主管課等は、原処分について再検討を行い、その結果、不服申立てを認容し、全部を開示しようとするときは、次のとおり処理するものとする。ただし、第三者が反対意見書を提出している場合に限る。

一 決定により原処分を変更し、全部を開示する旨の決定をする。

二 法人文書開示決定通知書の備考欄に「法人文書開示不服申立て認容による再決定」と記載する。その他の記載は、第6の2の（6）アに同じ。

三 法人文書開示決定通知書及び決定書を不服申立人に送付する。

7 情報公開審査会への諮問

主管課等は、当該不服申立てを却下する場合及び容認する場合を除き、遅滞なく、情報公開審査会（以下「審査会」という。）へ諮問する。この場合において、情報公開窓口は、審査会と主管課等との連絡・調整を行うものとする。

一 諮問の方法

審査会へ対する諮問については、諮問書（様式第19号）及び原則として、次に掲げる書類を添えて行う。

ア 開示請求書

イ 法人文書開示決定通知書等及び不服申立て書の写し

ウ 裁決者(処分者)としての考え方とその理由を記載した理由説明書

二 諮問をした旨の通知

諮問をしたときは、遅延なく、法人文書開示審査諮問通知書（様式第20号）を作成し、次に掲げる者に送付する。

ア 不服申立人及び参加人

イ 開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

ウ 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

8 不服申立てに対する決定等

一 決定書案の作成

審査会から答申があったときは、主管課等は、速やかに不服申立てに対する決定書案を作成する。

二 決定書の送付

主管課等は、速やかに、次の者に決定書を送付する。

ア 不服申立人及び参加人

イ 開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

ウ 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

三 第三者からの不服申立てを却下する場合等における手続き

第6第3項のアの規定は、次のいずれかに該当する決定をする場合において準用する。

ア 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定。

イ 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る法人文書を開示する旨の決定（第三者である参加人が当該法人文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）。

9 不服申立てを認容して原処分を変更する場合の手続き

不服申立てに対する決定により原処分を変更したときは、主管課等は、法人文書開示決定通知書又は法人文書不開示決定通知書を決定書とともに開示請求者に送付する。

第9 情報提供に係る事務

情報公開窓口で受付けた事案のうち、法第22条の規定に基づき情報提供できるもの（報道公開資料、啓発パンフレット等）であるときは、開示請求書の提出を求めないで、主管課等において情報提供を行うものとする。なお、この場合において、手数料は徴収しないものとする。

附則

平成23年9月14日 一部改正（様式）

法 人 文 書 開 示 請 求 書

平成 年 月 日

独立行政法人
家畜改良センター理事長 殿

氏名又は名称：

住所又は居所：

〒

TEL ()

連絡先：

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき
下記のとおり法人文書の開示を請求します。

記

1 請求する法人文書の名称等

(請求する法人文書が特定できるよう、法人文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。)

2 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。 アを選択された場合は、その具体的な方法等を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> 閲覧 写しの交付 その他 ()

<実施の希望日>

イ 写しの送付を希望する。

開示請求手数料 (1件300円)	送金済等領収書を添付してください。	(受付印)
---------------------	-------------------	-------

* この欄は記入しないでください。

担当課	
備考	

「法人文書開示請求書」記載要領

< 記載に当たっての注意事項 >

1 「氏名又は名称」「住所又は居所」

個人で開示請求する場合は、あなたの氏名、住所又は居所を、法人その他の団体の場合にあってはその名称と代表者の氏名及び所在地を記載してください。
ここに記載された住所及び氏名により、開示決定通知等を行うことになりますので、正確に記入願います。連絡等を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。

2 「連絡先」

連絡等を行う場合に、「氏名又は名称」欄に記載された本人と異なる方に行う必要があるときは、連絡担当者の氏名、住所及び電話番号を記載してください。

3 「請求する法人文書の名称等」

開示を請求する法人文書について、その名称、お知りになりたい情報の内容等をできる限り具体的に記載してください。

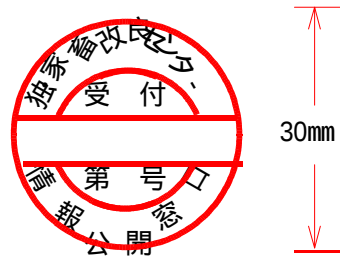
4 「求める開示の実施の方法等」

請求される法人文書について開示決定がされた場合に、開示の実施の方法、事務所における開示を希望される場合の希望日についてご希望がありましたら、記載してください。なお、開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「法人文書の開示の実施方法等申出書」により申し出ることができます。

< 開示請求手数料の納付について >

開示請求を行う場合には、1 件の法人文書について300円を納付していただくこととなっています。
300 円分の送金済領収書をこの請求書に添付して提出してください。
なお、直接事務所の情報公開窓口において、現金で納付することができます。

様式第 2 号



- 備考
- 1 . 日付は、回転式とする。
 - 2 . 「第」と「号」の間隔は、4 桁の数字を記入可能な幅とする。

法人文書開示請求等処理簿

受付番号	受付月日	開示請求者名	法人文書名 又は内容	開示請求 手数料(円)	主管課等	開示決定期限	延長期限	開示決定 の 内 容	開示実施日	開示実施 手数料(円)	不服申立て の 内 容	不服申立日	審査会諮問日	審査会答申 の 内 容	決定又は 議 決 日	決定又は議決の内容

法人文書開示決定通知書

様

独立行政法人
家畜改良センター理事長

平成 年 月 日付けで請求のありました法人文書の開示について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する法人文書の名称

2 不開示とした部分とその理由

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条（第6条）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、独立行政法人家畜改良センター理事長に対して、審査請求（異議申立て）をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、独立行政法人家畜改良センターを被告として、福島地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 開示の実施の方法等

（1）開示の実施の方法等（同封の説明事項をお読みください。）

法人文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 （算定基準）	法人文書全体について 開示の実施を受けた場合の基本額

（2）事務所における開示を実施することができる日時、場所

（3）写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込額）

* 担当課等

< 説明事項 >

1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「法人文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、3(2)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること(例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧する等)や部分ごとに異なる方法を選択すること(冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等)もできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます。(ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「法人文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。)

事務所における開示の実施を選択される場合は、3(2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、「5 担当課等」に記載した担当までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「法人文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の 日前には、当方に届くようにご提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「法人文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、郵送料(郵便切手)が必要になります。

2 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額(複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合計額)を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(例)

150頁ある法人文書を閲覧する場合：

100枚までごとに100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

150頁ある法人文書の写しの交付を受ける場合：

用紙1枚につき10円 → 基本額1,500円 → 手数料は1,200円

150頁ある法人文書のうち100頁を閲覧し、10頁について写しの交付を受ける場合

(残りの40頁は開示を受けない)：

閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額200円 = 計300円 → 手数料は無料

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けた方は、「開示実施手数料の減額(免除)申請書」を提出してください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「法人文書の開示の実施方法等申出書」に相当額の送金済等領収書を添付してください。

情報公開窓口において、現金による納付の方法もあります。

3 不開示部分に係る不服申立て等

開示しないこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条(第6条)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、家畜改良センター理事長に対して審査請求(異議申立て)をすることができます。

4 開示の実施について

事務所における開示の実施を選択され、その旨「法人文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をご持参ください。

5 担当課等

開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、不服申立ての方法等について、ご不明な点等がございましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせください。

法人文書不開示決定通知書

様

独立行政法人
家畜改良センター理事長

平成 年 月 日付けの法人文書の開示請求について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 9 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

- 1 不開示決定した法人文書の名称
- 2 不開示とした理由

* この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条（第 6 条）の規定により、独立行政法人家畜改良センター理事長に対し審査請求（異議申立て）をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 ヶ月以内に、独立行政法人家畜改良センターを被告として、福島地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

* 担当課等

法人文書の開示の実施方法等申出書

殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 15 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 法人文書開示決定通知書の番号等

日 付
文書番号

2 求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものに○印を付してください。

*	法人文書の名称	種類・量	実施の方法	
			1	全部 一部 ()
			2	全部 一部 ()
			3	全部 一部 ()

3 開示の実施を希望する日

4 「写しの送付」の希望の有無 有 無 : 同封する郵便切手の額 円

開示実施手数料 円 _____	ここに送金済等領収書を添付してください。	(受付印)
-----------------------	----------------------	---------

* 担当課等

法人文書の開示の実施方法等申出書

殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

法人文書開示決定通知書（平成 年 月 日付け 第 号）により通知のありました法人文書について、既報のとおり開示を受けるので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第15条第3項及び同施行令第8条第1項の規定に基づき、申出をします。

○ 開示実施手数料

開示実施手数料 円 _____	ここに送金済等領収書を添付してください。	（受付印）
-----------------------	----------------------	-------

○ 写しの送付による場合：同封する郵便切手の額 円分

* 担当課等

開示決定等の期限の延長について（通知）

様

独立行政法人
家畜改良センター理事長

平成 年 月 日付けの法人文書の開示請求については、下記のとおり、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 10 条第 2 項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

- 1 開示請求のあった法人文書の名称
- 2 延長後の期間
- 3 延長の理由

* 担当課等

開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

様

独立行政法人
家畜改良センター理事長

平成 年 月 日付けの法人文書の開示請求については、下記のとおり、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 11 条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとしたので通知します。

記

- 1 開示請求のあった法人文書の名称等
- 2 法第 11 条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとした理由
- 3 開示決定等する期限
（ 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に記載する時期までに開示決定等する予定です。）

年 月 日（ ）

* 担当課等

法人文書の開示請求に関する意見について（照会）

様

独立行政法人
家畜改良センター理事長

に関する情報が記録されている下記の法人文書について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条の規定に基づく開示請求があり、当該法人文書について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第14条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。
つきましては、当該法人文書を開示することにつき御意見があるときは、同封の「行政文書の開示に関する意見書」を提出いただきますようお願いいたします。
なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

- 1 開示請求のあった法人文書の名称
- 2 開示請求の年月日
- 3 上記法人文書に記録されている に関する情報の内容
- 4 意見書の提出先
- 5 意見書の提出期限
年 月 日（ ）

* 担当課等

平成 年 月 日

法人文書の開示に関する意見書

独立行政法人
家畜改良センター理事長 殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

平成 年 月 日付けで照会のあった下記の法人文書の開示について、次のとおり意見を提出します。

記

1 照会のあった法人文書の名称

2 意 見

(1) 上記法人文書の開示による支障（不利益）の有無

(2) 支障（不利益）の具体的内容

* 担当課等

法人文書の開示請求に関する意見について（照会）

様

独立行政法人
家畜改良センター理事長

に関する情報が記録されている下記の法人文書について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 4 条の規定による開示請求があり、開示決定を行いたいと考えています。

つきましては、同法第 14 条第 2 項に基づき、御意見を伺いますので、当該法人文書を開示することについて御意見がある場合は、同封した「法人文書の開示に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

- 1 開示請求のあった法人文書の名称
- 2 開示請求の年月日
- 3 法第 14 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定の適用区分及び当該規定を適用する理由
- 4 上記法人文書に記録されている に関する情報の内容
- 5 意見書の提出先
- 6 意見書の提出期限

年 月 日（ ）

* 担当課等

法人文書の開示決定について（通知）

様

独立行政法人
家畜改良センター理事長

から平成 年 月 日付けで「法人文書の開示に関する意見書」の提出がありました法人文書については、下記のとおり開示決定しましたので、法人機関の保有する情報の公開に関する法律第 14 条第 3 項の規定に基づき通知します。

記

- 1 開示決定した法人文書の名称
- 2 開示することとした理由
- 3 開示を実施する日

* 担当課等

この決定に不服があるときは、法人不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条（第 6 条）に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に独立行政法人家畜改良センター理事長に対して審査請求（異議申立て）をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 ヶ月以内に、独立行政法人家畜改良センターを被告として、福島地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

法人文書の更なる開示の申出書

殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第15条第5項の規定に基づき、
下記のとおり申出をします。

記

- 1 更なる開示を求める法人文書の名称
- 2 開示決定通知書の日付及び文書番号
(平成 年 月 日付け 第 号)
- 3 最初に開示を受けた日
- 4 更なる開示の実施の方法等

(事務所における開示の実施を受ける場合、その希望日)
(写しの送付を希望する場合は、その旨)

* 法人文書の同じ部分について、最初に開示を受けた開示の実施の方法と同じ開示の実施の方法を受けることはできません。

開示実施手数料 _____円	ここに送金済等領収書を添付してください。	(受付印)
-------------------	----------------------	-------

開示実施手数料の減額(免除)申請書

殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

法人機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第 17 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり、法人文書の開示実施手数料の減額（免除）を申請します。

記

1 開示決定のあった法人文書の名称等

（開示決定通知書の日付・番号： ）

2 減額（免除）を求める額

3 減額（免除）を求める理由

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 11 条第 号に掲げる扶助を受けており、手数料を納付する資力がいないため。

その他

（注） 又は のいずれかに○印を付してください。

に○を付した場合は、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。

に○を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

開示実施手数料の減額（免除）決定通知書

様

独立行政法人
家畜改良センター理事長

平成 年 月 日付けで請求のありました開示実施手数料の減額（免除）申請について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 17 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり、減額（免除）することとしましたので通知します。

記

1 対象となる法人文書の名称とその開示の実施方法

法人文書の名称：

開示の実施方法：

2 開示実施手数料を減額（免除）する額

開示実施手数料の減額（免除）について

様

独立行政法人
家畜改良センター理事長

平成 年 月 日付けの開示実施手数料の減額（免除）申請については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に規定する減額（免除）理由に該当しませんので通知します。

記

1 対象となる法人文書と、その開示の実施方法

法人文書の名称：

開示の実施方法：

2 減額（免除）を求める開示実施手数料の額

3 減額（免除）が認められない理由等

（注1）

開示の実施を受ける場合には、上記 2 の開示実施手数料の追納が必要です。

（注2）

この決定に不服があるときは、法人不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条（第 6 条）に基づき、この決定があったことを知った日から起算して 60 日以内に、独立行政法人家畜改良センター理事長に対して審査請求（異議申立て）をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 ヶ月以内に、独立行政法人家畜改良センターを被告として、福島地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

殿

独立行政法人
家畜改良センター理事長

開示請求に係る事案の移送について

平成 年 月 日付けで開示請求のあった事案について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 12 条第 1 項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る 法人文書名	
請求者名等	氏名 : 住所 : 電話番号 :
添付資料等名	
備 考	

< 連絡先 >

TEL :
FAX :
E-MALL :
- 31 -

様

独立行政法人
家畜改良センター理事長

開示請求に係る事案の移送について（通知）

平成 年 月 日付けで開示請求のありました事案について、下記のとおり移送しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 12 条第 1 項の規定により、通知します。

記

開示請求に係る 法人文書名	
移送年月日	平成 年 月 日
移送先の法人 機関の長	法人機関の長 (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
移送の理由	
備 考	1. 標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の法人機関の長が行うことになります。

< 担当課等 >

諮 問 書

第 号
平成 年 月 日

情 報 公 開 審 査 会 殿

独立行政法人
家畜改良センター理事長

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 9 条の規定に基づく開示決定等について、別紙のとおり、不服申立てがあったので、同法第 18 条の規定に基づき諮問します。

(別 紙)

1 不服申立てに係る 法人文書の名称	
2 不服申立てに係る 開示決定等 (開示決定等の種類) ☐ 開示決定 ☐ 部分開示決定 (該当不開示条項) ☐ 不開示決定 (該当不開示条項)	(1) 開示決定等の日付、記号番号 (2) 開示決定等をした者 (3) 決定の概要
3 不服申立て (不服申立ての種類) ☐ 審査請求 ☐ 異議申立て	(1) 不服申立日 (2) 不服申立人 (3) 不服申立ての趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	(法第19条各号に規定する者の氏名)
6 添付書類	法人文書開示請求書(写し) 法人文書開示決定等通知書(写し) 不服申立書(写し) 理由説明書 その他参考資料(第三者からの反対意見書等)

注1) 2の(開示決定等の種類)については、該当する開示決定等の☐をチェックすること。また、部分開示決定又は不開示決定の場合は、該当不開示条項(法第5条各号、第8条又は文書不存在)を記載すること。

注2) 3の(不服申立ての種類)については、該当する不服申立ての☐をチェックすること。

注3) 4の(諮問の理由)については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため」、「全部開示とすることが適当と考えるが、第三者の反対意見書が提出されているため」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

様

独立行政法人
家畜改良センター理事長

情報公開審査会への諮問について（通知）

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示決定等に対する次の不服申立てについて、同法第 18 条の規定により情報公開審査会に諮問したので、同法第 19 条の規定により通知します。

1 不服申立てに係る 法人文書の名称	
2 不服申立てに係る 開示決定等	
3 不服申立て (不服申立ての種類) ☐ 審査請求 ☐ 異議申立て	(1) 不服申立日 (2) 不服申立ての趣旨
4 諮問日・諮問番号	

担当課等：

〒

注 1) 「2 不服申立てに係る開示決定等」の欄については、開示決定等の日付・記号番号、開示決定等をした者、開示決定等の種類（開示決定、部分開示決定又は不開示決定）を記載すること。

注 2) 3 の（不服申立ての種類）については、該当する不服申立ての☐をチェックすること。

注 3) 4 の「諮問番号」は、情報公開審査会が付す番号である。

様式記載例

（情報公開関連）

- 1．法人文書開示請求書（個人の場合）
- 2．法人文書開示請求書（法人の場合）
- 3．法人部文書開示通知書（全部開示の場合）
- 4．法人部文書開示通知書（部分開示の場合）
- 5．法人文書不開示決定通知書
- 6．法人文書の開示の実施方法等申出書
- 7．法人文書の更なる開示の申出書
- 8．開示決定等の期限の延長について（通知）
- 9．開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）
- 10．法人文書の開示請求に関する意見について（照会）（任意的意見聴取）
- 11．法人文書の開示請求に関する意見について（照会）（必要的意見聴取）
- 12．法人文書の開示に関する意見書
- 13．法人文書の開示決定について（通知）（反対意見を提出した第三者に対する通知）
- 14．開示請求に係る事案の移送について（他の機関の長に対する通知）
- 15．開示請求に係る事案の移送について（通知）（開示請求者に対する通知）
- 16．諮問書
- 17．情報公開審査会への諮問について（通知）（不服申立人に対する通知）

（行政不服審査法関連）

- 18．審査請求書
- 19．異議申立書
- 20．利害関係人の参加許可申請書（利害関係人（参加人）→審査庁（又は処分庁））
- 21．参加許可申請に対する許可書（審査庁（又は処分庁）→利害関係人（参加人））
- 22．職権による利害関係人の参加要求書（審査庁（又は処分庁）→利害関係人（参加人））
- 23．参加要求書に対する承諾書（利害関係人（参加人）→審査庁（又は処分庁））
- 24．裁決書（一部容認、一部棄却の事例）
- 25．決定書（全部棄却の事例）

(記載例：個人の場合)

法 人 文 書 開 示 請 求 書

平成 ○年 ○月 ○日

独立行政法人
家畜改良センター理事長 殿

氏名又は名称：(法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

○山 ○夫

住所又は居所：(法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)

〒000-0000

○○市○○町00-00 TEL 0248(00)0000

連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり法人文書の開示を請求します。

記

1 請求する法人文書の名称等

(請求する法人文書が特定できるよう、法人文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。)

第○回○○検討会の議事録及び配付資料

2 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。 アを選択された場合は、その具体的な方法を記載してください。

☒ 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> ○ 閲覧 写しの交付 その他 ()

<実施の希望日>

イ 写しの送付を希望する。

開示請求手数料 (1件300円)	送金済等領収書を添付してください。	(受付印)
---------------------	-------------------	-------

*この欄は記入しないでください。

担当課	
備考	

(記載例1)

(記載例：法人の場合)

法 人 文 書 開 示 請 求 書

平成 ○年 ○月 ○日

独立行政法人
家畜改良センター理事長 殿

氏名又は名称：(法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

株式会社○○ 代表取締役 ○山 ○夫

住所又は居所：(法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)

〒000-0000

○○市○○町00-00 TEL 0248(00)0000

連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

○○課○○係 ○野○也 内線0000

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり法人文書の開示を請求します。

記

1 請求する法人文書の名称等

(請求する法人文書が特定できるよう、法人文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。)

第○回○○検討会の議事録及び配付資料

2 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。 アを選択された場合は、その具体的な方法等を記載してください。

☒ 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> ○ 閲覧 写しの交付 その他 ()

<実施の希望日>

イ 写しの送付を希望する。

開示請求手数料 (1件300円)	送金済等領収書を添付してください。	(受付印)
---------------------	-------------------	-------

*この欄は記入しないでください。

担当課	
備考	

(記載例2)

(全部開示の場合)

〇〇〇第 〇〇〇号

平成 〇年 〇月 〇日

法人文書開示決定通知書

〇山〇夫 様

独立行政法人
家畜改良センター理事長

平成 〇年 〇月 〇日付けで請求のありました法人文書の開示について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する法人文書の名称

第〇回〇〇検討会の議事及び配付資料

2 不開示とした部分とその理由

なし

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等 (同封の説明事項をお読みください。)

開示請求書において希望された開示の実施方法(閲覧)により、開示の実施を受けられます。なお、下表に記載した方法のうち開示請求書において希望された開示の実施の方法と異なる方法によることもできます。

法人文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	法人文書全体について 開示の実施を受けた場合の基本額
A 4 判文書 1 0 0 枚	閲覧	1 0 0 枚までにつき 1 0 0 円	1 0 0 円
	複写機により複写 したものの交付	用紙 1 枚につき 1 0 円	1 , 0 0 0 円

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

日時：〇月〇日から〇月 日まで(土・日曜日を除く。)の9：00から17：00まで
場所：家畜改良センター総務部総務課 福島県西白河郡西郷村小田倉原 1

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料(見込額)

日数：「開示の実施の方法等に係る申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定
郵送料(見込額)：通常郵便物(定形外)500gまで390円

* 担当課等 〇〇課〇〇係 TEL 0 2 4 8 (0 0) 0 0 0 0 内線 0 0 0 0

(記載例 3)

(部分開示の場合)

第○○○号
平成○○年○○月○○日

法人文書開示決定通知書

○山○夫

様

独立行政法人
家畜改良センター理事長

平成○○年○○月○○日付けで請求のありました法人文書の開示について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する法人文書の名称
第○回○○検討会の議事及び配付資料

2 不開示とした部分とその理由
氏名、住所など、特定の個人を識別することができる情報が記録されており、法第5条第1号に該当するので、これらの情報が記録されている部分を不開示とした。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条（第6条）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、独立行政法人家畜改良センター理事長に対して、審査請求（異議申立て）をすることができます。
また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、独立行政法人家畜改良センターを被告として、福島地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等（同封の説明事項をお読みください。）

開示請求書において希望された開示の実施方法（閲覧）により、開示の実施を受けられます。なお、下表に記載した方法のうち開示請求書において希望された開示の実施の方法と異なる方法によることもできます。

法人文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 （算定基準）	法人文書全体について 開示の実施を受けた場合の基本額
A4判文書 100枚	閲覧	100枚までにつき 100円	100円
	複写機により複写 したものの交付	用紙1枚につき10円	1,000円

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

日時：○○月○○日から○○月○日まで（土・日曜日を除く。）の9:00から17:00まで
場所：家畜改良センター総務部総務課 福島県西白河郡西郷村小田倉原1

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込額）

日数：「開示の実施の方法等に係る申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定
郵送料（見込額）：通常郵便物（定形外）500gまで390円

* 担当課等 ○○課○○係 TEL 0248(00)0000 内線0000
(記載例4)

(不開示の場合)

〇〇〇第 〇〇〇号

平成 〇年 〇月 〇日

法人文書不開示決定通知書

〇山〇夫

様

独立行政法人
家畜改良センター理事長

平成 〇年 〇月 〇日付けの法人文書の開示請求について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した法人文書の名称

第〇回〇〇検討会の議事及び配付資料

2 不開示とした理由

〇〇検討会については、審議継続中であり、最終結論には至っていないことから、公にすることにより、次回以降の検討会において、率直な意見交換若しくは意志決定の中立性が損なわれるおそれがあるため（法第5条第5号）。

* この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条（第6条）の規定により、独立行政法人家畜改良センター理事長に対し審査請求（異議申立て）をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、独立行政法人家畜改良センターを被告として、福島地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

* 担当課等 〇〇課〇〇係 TEL 0248(00)0000 内線0000

(記載例5)

平成 ○年 ○月 ○日

法人文書の開示の実施方法等申出書

独立行政法人
家畜改良センター理事長 殿

氏名又は名称 ○山○夫

住所又は居所 〒000-0000
○○市○○町00-00

連絡先電話番号 TEL 0248(00)0000

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第15条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 法人文書開示決定通知書の番号等

日付 平成○年○月○日
文書番号 ○○○第○○○号

2 求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものに○印を付してください。

* 法人文書の名称	種類・量	実施の方法	
		1 閲覧	全部 一部 ()
		2	全部 一部 ()
		3	全部 一部 ()
第○回○○検討会 の議事及び配付資料	A4判文書 100枚		

3 開示の実施を希望する日

平成○年○月○日

4 「写しの送付」の希望の有無

有
無

：同封する郵便切手の額

円

開示実施手数料 円 _____	ここに送金済等領収書を添付してください。	(受付印)
-----------------------	----------------------	-------

* 担当課等 ○○課○○係 TEL 0248(00)0000 内線0000

(記載例6)

平成 ○年 ○月 ○日

法人文書の更なる開示の申出書

独立行政法人
家畜改良センター理事長 殿

氏名又は名称 ○山○夫
住所又は居所 〒○○○-○○○○
 ○○市○○町○○-○○
連絡先電話番号 TEL 0248(00)0000

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第15条第5項の規定に基づき、
下記のとおり申出をします。

記

1 更なる開示を求める法人文書の名称

第○回○○検討会の議事及び配付資料

2 開示決定通知書の日付及び文書番号

平成 ○年 ○月 ○日付け ○○○ 第 ○○○号

3 最初に開示を受けた日

○ 月 ○ 日 (○)

4 更なる開示の実施の方法等

複写機により複写したものの交付

(事務所における開示の実施を受ける場合、その希望日) ○月○日(○)
(写しの送付を希望する場合は、その旨)

* 法人文書の同じ部分について、最初に開示を受けた開示の実施の方法と同じ開示の実施の方法を受けることはできません。

開示実施手数料 _____円	ここに送金済等領収書を添付してください。	(受付印)
-------------------	----------------------	---------

(記載例 7)

〇〇〇第 〇〇〇号

平成 〇年 〇月 〇日

開示決定等の期限の延長について（通知）

〇山〇夫 様

独立行政法人
家畜改良センター理事長

平成 〇年 〇月 〇日付けの法人文書の開示請求については、下記のとおり、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第10条第2項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

1 開示請求のあった法人文書の名称

〇〇調査についての調査結果（平成〇年度）

2 延長後の期間

月 日（〇）

3 延長の理由

請求に係る法人文書には、情報開示により権利利益を侵害される可能性のある第三者に関する情報が記録されており、その者の意見を聴取する必要があるため

* 担当課等 〇〇課〇〇係 TEL 0248(00)0000 内線0000

（記載例8）

〇〇〇第 〇〇〇号
平成 〇年 〇月 〇日

開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

〇川 〇男 様

独立行政法人
家畜改良センター理事長

平成 〇年 〇月 〇日付けの法人文書の開示請求については、下記のとおり、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとしたので通知します。

記

1 開示請求のあった法人文書の名称等

家畜改良センターが支出した〇〇費に関するすべての支出証拠書類（平成〇年度）

2 法第11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとした理由

請求に係る法人文書は、著しく大量であり、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定することにより、事務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるため

3 開示決定等する期限

（ 〇月 〇日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に記載する時期までに開示決定等する予定です。）

月 日（ ）

* 担当課等 〇〇課〇〇係 TEL 0248(00)0000 内線0000

（記載例9）

第○○○号
平成○○年○○月○○日

法人文書の開示請求に関する意見について（照会）

株式会社○○○○○
代表取締役 ○田○夫 様

独立行政法人
家畜改良センター理事長

貴 社 に関する情報が記録されている下記の法人文書について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条の規定に基づく開示請求があり、当該法人文書について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第14条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。
つきましては、当該法人文書を開示することにつき御意見があるときは、同封の「行政文書の開示に関する意見書」を提出いただきますようお願いいたします。
なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

- 1 開示請求のあった法人文書の名称
○○調査についての調査結果（平成○年度）
- 2 開示請求の年月日
平成○年○月○日（○）
- 3 上記法人文書に記録されている 貴 社 に関する情報の内容
○○○に係る部分
- 4 意見書の提出先
家畜改良センター○○部○○課○○係
〒000-0000 福島県西白河郡西郷村小田倉原1
- 5 意見書の提出期限
○ 月 ○ 日（ ）

* 担当課等 ○○課○○係 TEL 0248(00)0000 内線0000

（記載例10）

第○○○号
平成○○年○○月○○日

法人文書の開示請求に関する意見について（照会）

株式会社○○○○○
代表取締役 ○田○夫 様

独立行政法人
家畜改良センター理事長

貴社 に関する情報が記録されている下記の法人文書について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条の規定による開示請求があり、開示決定を行いたいと考えています。

つきましては、同法第14条第2項に基づき、御意見を伺いますので、当該法人文書を開示することについて御意見がある場合は、同封した「法人文書の開示に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

1 開示請求のあった法人文書の名称

○○調査についての調査結果（平成○年度）

2 開示請求の年月日

平成○年○月○日（○）

3 法第14条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及び当該規定を適用する理由

○○調査結果は、公にすることにより、貴社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるが、○○○は、国民の生命、健康に影響を及ぼす可能性があり、法第5条第2号ただし書きに該当すると認められるため

4 上記法人文書に記録されている 貴社 に関する情報の内容

会社名及び所在地
○○○調査結果

5 意見書の提出先

家畜改良センター○○部○○課○○係
〒000-0000 福島県西白河郡西郷村小田倉原1

6 意見書の提出期限

○ 月 ○ 日（ ）

* 担当課等 ○○課○○係 TEL 0248(00)0000 内線0000
(記載例11)

平成○年○月○日

法人文書の開示に関する意見書

独立行政法人
家畜改良センター理事長 殿

氏名又は名称	株式会社○○○
住所又は居所	代表取締役社長 ○田○郎 〒0000-0000 ○○県○○市○○町○丁目○番○号 ○○事業部 担当○○
連絡先電話番号	000(000)0000

平成 ○年 ○月 ○日付けで照会のあった下記の法人文書の開示について、次のとおり意見を提出します。

記

1 照会のあった法人文書の名称

独立行政法人家畜改良センターが実施した○○全国調査についての調査結果(平成○年度)

2 意 見

(1) 上記法人文書の開示による支障(不利益)の有無

開示されると支障がある

(2) 支障(不利益)の具体的内容

当該法人文書が開示されることで、当社の社会的信用を損ねるおそれがあるため

* 担当課等

○○課○○係 TEL:0248(00)0000 内線0000

(記載例12)

〇〇〇第〇〇〇号

平成〇年〇月〇日

法人文書の開示決定について（通知）

株式会社〇〇〇
代表取締役社長 〇田〇郎 殿

独立行政法人
家畜改良センター理事長

貴社から平成〇年〇月〇日付けで「法人文書の開示に関する意見書」の提出がありました法人文書については、下記のとおり開示決定しましたので、法人機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 開示決定した法人文書の名称

独立行政法人家畜改良センターが実施した〇〇全国調査についての調査結果(平成〇年度)

2 開示することとした理由

〇〇調査結果の開示について反対意見書が提出されているが、〇〇〇は国民の生命、健康に影響を及ぼす可能性があり、公にする必要があると認められるため

3 開示を実施する日

〇月〇日（〇）

* 担当課等

〇〇課〇〇係 TEL: 0248(00)0000 内線0000

この決定に不服があるときは、法人不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条（第6条）に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に独立行政法人家畜改良センター理事長に対して審査請求（異議申立て）をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、独立行政法人家畜改良センターを被告として、福島地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

（記載例13）

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

独立行政法人
家畜改良センター理事長 殿

独立行政法人
家畜改良センター理事長

開示請求に係る事案の移送について

平成〇年〇月〇日付けで開示請求のあった事案については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第１２条第１項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る 法人文書名	〇年〇月〇〇条約締結国会議に提出した資料一切の うち貴省作成にかかる部分
請求者名等	氏名：〇川〇夫 住所：〒000-0000 東京都〇〇区〇〇00-00 電話番号： 03(0000)0000
添付資料等名	・開示請求書 ・移送前に行った行為の概要記録
備 考	

<連絡先>
家畜改良センター〇〇課〇〇係
(担当者名) (内線：0000)
TEL：0248(00)0000
FAX：0248(00)0000
E-MALL：xxxxx.nlbc.go.jp
(記載例 1 4)

第○○○号
平成○年○月○日

○川○夫 様

独立行政法人
家畜改良センター理事長

開示請求に係る事案の移送について（通知）

平成 ○年 ○月 ○日付けで開示請求のありました事案について、下記のとおり移送しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第12条第1項の規定により、通知します。

記

開示請求に係る 法人文書名	○月○日○○○条約締結国家議に提出した資料一切の うち貴省作成にかかる部分
移送年月日	平成 ○年 ○月 ○日
移送先の法人 機関の長	法人機関の長 独立行政法人家畜改良センター理事長 (連絡先) 部局課室名：○○課○○係 担当者名： 担当者名 所在地：〒000-0000 福島県西白河郡西郷村 大字小田倉字小田倉原1 電話番号：0248-○○-○○○○ (内線：0000)
移送の理由	移送した法人文書は、○○省作成であるため
備 考	1. 標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、 移送先の法人機関の長が行うことになります。

<担当課等>
家畜改良センター○○課○○係
(担当者名) (内線：0000)
TEL : 0248(00)0000
FAX : 0248(00)0000
E-MALL : xxxxx.nibc.go.jp
(記載例15)

諮 問 書

〇〇〇第〇〇〇号

平成〇年〇月〇日

情 報 公 開 審 査 会 殿

独立行政法人
家畜改良センター理事長

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づく開示決定等について、別紙のとおり、不服申立てがあったので、同法第18条の規定に基づき諮問します。

(記載例 1 6)

(別 紙)

1 不服申立てに係る 法人文書の名称	第○回○○検討会 議事録及び配付資料
2 不服申立てに係る 開示決定等 (開示決定等の種類) ☐ 開示決定 ☐ 部分開示決定 (該当不開示条項) ☒ 不開示決定 (該当不開示条項 法第5条第5号)	(1) 開示決定等の日付、記号番号 平成○年○月○日 ○○○第○○○号 (2) 開示決定等をした者 独立行政法人家畜改良センター 理事長 (3) 決定の概要 開示請求されていた「第○回○○検討会の議事録及び 配布資料」については、当該検討会が審議継続中で最終 結論に至っていないことから、公にすることにより、次 回以降の検討会において、率直な意見交換若しくは意思 決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、不 開示とした。
3 不服申立て (不服申立ての種類) ☐ 審査請求 ☒ 異議申立て	(1) 不服申立日 平成○年○月○日 (2) 不服申立人 ○山○男 (3) 不服申立ての趣旨 不開示決定は本件文書が何ら法第5条第5号の不開示事 由に当たらないにもかかわらず、該当するとしてなされ た違法なものである。その理由として...
4 諮問の理由	原処分維持が適当と考えるため
5 参加人等	なし
6 添付書類等	法人文書開示請求書(写し) 法人文書開示決定等通知書(写し) 不服申立書(写し) 理由説明書

〇〇〇第〇〇〇号

平成〇年〇月〇日

〇山〇男 様

独立行政法人
家畜改良センター理事長

情報公開審査会への諮問について（通知）

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示決定等に対する次の不服申立てについて、同法第18条の規定により情報公開審査会に諮問したので、同法第19条の規定により通知します。

1 不服申立てに係る 法人文書の名称	第〇回〇〇検討会の議事録及び配布資料
2 不服申立てに係る 開示決定等	(1) 開示決定等の日付、記号番号 平成〇年〇月〇日 〇〇〇第〇〇〇号 (2) 開示決定等した者 独立行政法人家畜改良センター 理事長 (3) 開示決定等の種類 不開示決定
3 不服申立て (不服申立ての種類) ☐ 審査請求 ☒ 異議申立て	(1) 不服申立日 平成〇年〇月〇日 (2) 不服申立ての趣旨 不開示決定は本件文書が何ら法第5条第5号の不開示事由に当たらないにもかかわらず、該当するとしてなされた違法なものである。その理由として...
4 諮問日・諮問番号	平成〇年〇月〇日・平成〇年諮問第〇〇号

< 担当課等 >
家畜改良センター〇〇課〇〇係
(担当者名) (内線: 0000)
TEL: 0248 (00) 0000
(記載例 17)

(3)

(4)
 によって、その取り消しを求める。

(注) 取り消しを求める理由が具体的に記載されていること。

6 . 処分庁の教示の有無及びその内容

「この決定に不服がある場合は、法人不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）第 5 条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、独立行政法人家畜改良センター理事長に対して審査請求をすることができます。」旨の教示があった。

(3)
.

(4)
.

. によって、その取り消しを求める。

(注) 取り消しを求める理由が具体的に記載されていること。

6 . 処分庁の教示の有無及びその内容

「この決定に不服がある場合は、法人不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）第 6 条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、独立行政法人家畜改良センター理事長に対して異議申立てをすることができます。」旨の教示があった。

参加許可申請書

平成○年○月○日

独立行政法人
家畜改良センター理事長 殿

○○県○○市○○町○○○
○○○印

下記のとおり審査請求（又は異議申立て）の審理手続に参加人として参加したいので、法人不服審査法（昭和37年法律第160号）第24条第1項（又は第48条において準用する第24条第1項）の規定により許可を申請いたします。

記

- 1．審査請求（又は異議申立て）の件名
○○○○○…
- 2．参加の理由
○○○○○…

（記載例20）

独立行政法人家畜改良センター指令○○○第○○○号

○○県○○市○○町○○
○○○○殿

平成○年○月○日付け○○○号で申請のあった独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第1項（又は第2項）の規定に基づく法人文書の開示（又は不開示）の決定についての審査請求（又は異議申立て）に係る利害関係人としての参加については、法人不服審査法（昭和37年法律第160号）第24条第1項（又は第48条において準用する第24条第1項）の規定により許可する。

平成○年○月○日

独立行政法人
家畜改良センター理事長

（記載例21）

〇〇〇第〇〇〇号

平成〇年〇月〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇
〇〇〇殿

独立行政法人
家畜改良センター理事長

審査請求（又は異議申立て）への参加について（通知）

下記の審査請求（又は異議申立て）について、利害関係人であるあなたに、法人不服審査法（昭和37年法律第160号）第24条第2項（又は第48条において準用する第24条第2項）の規定により、参加人として、その審理手続への参加を求めます。

記

1. 審査請求（又は異議申立て）の件名
〇〇〇〇〇...
2. 審査請求（又は異議申立）年月日
平成〇年〇月〇日

（記載例22）

平成○年○月○日

独立行政法人
家畜改良センター理事長 殿

○○県○○市○○町○○○
○○○印

審査請求（又は異議申立て）への参加について（回答）

平成○年○月○日付け○○○第○○○号をもって依頼のあった独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第1項（又は第2項）の規定に基づく法人文書の開示（又は不開示）の決定についての審査請求（又は異議申立て）に係る利害関係人としての参加については、これを承諾します。

（記載例23）

(一部容認、一部棄却の事例)
○○○第○○○号

裁 決 書

○○県○○市○○町○○○
審査請求人 ○ ○ ○ ○

平成○年○月○日付け○○○が提起した独立行政法人家畜改良センター理事長のした独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「法」という。)第9条第1項(又は第2項)の規定による部分開示決定(又は不開示決定)処分に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

平成○年○月○日

独立行政法人
家畜改良センター理事長

主 文

独立行政法人家畜改良センター理事長が平成○年○月○日付け○○○第○○○号をもってした法第9条第1項(又は第2項)の規定による部分開示決定(又は不開示決定)処分のうち、○○○…(容認部分)はこれを取消す。
その余の○○○…(棄却部分)に係る審査請求はこれを棄却する。

理 由

審査請求人(以下「申立人」という。)は、独立行政法人家畜改良センター理事長が平成○年○月○日付け○○○第○○○号をもってした法第9条第1項(又は第2項)の規定による部分開示決定(又は不開示決定)処分の取消しを求めているが、その主張するところは、おおむね次のとおりである。

○○○○○…(申立人の主張)
よって審議する。
○○○○○…(理由を記述)
よって、主文のとおり裁決する。

(記載例24)

(全部棄却の事例)
○○○第○○○号

決 定 書

○○県○○市○○町○○○
異議申立人 ○ ○ ○ ○

平成○年○月○日付け○○○が提起した独立行政法人家畜改良センター理事長のした独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「法」という。)第9条第1項(又は第2項)の規定による部分開示決定(又は不開示決定)処分に対する異議申立てについて、次のとおり決定する。

平成○年○月○日

独立行政法人
家畜改良センター理事長

主 文

本件異議申立てを棄却する。

理 由

異議申立人(以下「申立人」という。)は、独立行政法人家畜改良センター理事長が平成○年○月○日付け○○○第○○○号をもってした法第9条第1項(又は第2項)の規定による部分開示決定(又は不開示決定)処分の取消しを求めているが、その主張するところは、おおむね次のとおりである。

○○○○○…(申立人の主張)

よって審議する。

○○○○○…(理由を記述)

よって、主文のとおり裁決する。

(記載例25)